

# 川口市立戸塚中学校 PTA 会則(案)

第1条 (名称と事務所)この会は川口市立戸塚中学校 PTA と称し、~~事務所を同校内におく。~~

~~事務局~~

~~事務局~~

第2条 (目的)この会は戸塚中学校生徒の健全な発達を図るため、~~家庭と学校との関係を一層緊密にし、保護者と教職員が協力し合い、教育に対する相互理解を深めるとともに会員の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。生徒の豊かな成長を支えることを目的とする。~~

第3条 (性格)この会は教育を本旨とする自主団体であって次の方針にもとづいて活動する。

~~方針~~

~~入退会自由な任意~~

1. 原則として会員が主体的に活動する。
1. 生徒の健全な発達のために活動する他の社会教育団体および機関と相互協力する。
2. 教育機関および関係団体と
3. ~~2.~~ この会の名または役員資格で、政治的、宗教的、営利的な活動や事業に関係しない。
4. ~~3.~~ 学校の管理運営や人事に干渉しない。

第4条 (事業)この会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

~~活動~~

~~活動~~

1. 生徒の健全な発達を図る施策(学校教育への協力)  
~~豊かな成長~~
2. 家庭と学校の連携および会員の研修・親睦・慶弔(慶弔についての細部は細則で別に定める。)
3. 教育環境の整備と校外指導への協力
4. 生徒の進路指導・社会教育への協賛
5. ~~その他必要な事業~~

~~本会目的のために必要な活動~~

第5条 (会員)この会は戸塚中学校生徒の保護者と同校に勤務する教職員をもつて組織する。

~~本~~

~~本校~~

~~が加入することができる。~~

第6条 (役員)この会に次の役員をおき、任期は一年とする。

~~本部役員~~

~~本部役員~~

ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 会 長 1 名 会員中より理事会で選出し、~~総会で承認を得るものとする。~~  
~~三役会で選出し、総会で承認を得る~~
2. 副 会 長 若干名 会員中より理事会で選出し、~~総会の承認を得るものとする。~~  
~~三役会で選出し、総会で承認を得る~~  
ただし1名は教頭とする。
3. 会 計 3 名 会員中より理事会で選出し、~~総会の承認を得るものとする。~~  
~~三役会で選出し、総会で承認を得る~~  
~~（うち1名は教頭若しくは職員とする）~~  
ただし 教職員
4. 書 記 2 名 会員中より理事会で選出し、~~総会の承認を得る。~~  
~~三役会で選出し、総会で承認を得る~~
5. 監 事 2 名 会員中より理事会で選出し、~~総会の承認を得る。~~  
~~会計監査~~ 三役会で選出し、総会で承認を得る
6. 幹 事 若干名 必要に応じ、会員中より選出し、会長が委嘱する。
7. 理 事 学年毎に選出したすべての委員をあてる。
8. ~~常任理事 若干名 本部役員(第6条1.～6.)および学年正副委員長、専門部長および学校職員代表1名をあてる。~~

第7条 1. 顧問 この会には、会長の委嘱により顧問をおくことができる。

2. 相談役 この会に相談役をおくことができる。相談役のうち、一名は学校長とする。相談役は必要に応じて会長が委嘱し、PTA 活動が円滑に推移するよう助言・指導・協力をする。

第8条 (役員)この会の役員は次の通りとする。

1. 会長は会を代表して会務を整理し各種会議を招集する。

~~統括~~

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をする。

~~不在~~

~~3. 常任理事はこの会の重要事項を企画する。~~

~~4. 理事は重要事項を審議決定する。ただし特に重要な事項は総会の承認を得るものとする。~~

35. 会計はこの会の会計を掌る。
46. 書記は会議の議事録を掌る。
57. 監事は会計を監査する。

会計監査

68. 幹事はこの会の庶務を掌る。

9 条 (会議)この会の運営に必要な会議は次の通りとする。

1. 総会は最高の議決機関で毎年一回会長が招集し、次の事項を審議する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- イ. 会則の改廃に関する事。
- ロ. 役員承認に関する事。
- ハ. 事業及び決算の承認に関する事。
- ニ. 事業計画及び予算の議決に関する事。
- ホ. その他

- ~~2. 常任理事会は常任理事で構成し、会長が招集して次の事項を審議・執行する。~~

- ~~イ. 総会及び理事会に提出する審議に関する事。~~
- ~~ロ. 総会及び理事会で議決された事項の執行に関する事。~~
- ~~ハ. その他この会の運営に関する事。~~
- ~~ニ. 次年度の本部役員を選考に関する事。~~

- ~~3. 理事会は会長・副会長・常任理事会構成員と理事で構成し、総会に次ぐ議決機関で会長が招集し、次の事項を審議決定する。~~

- ~~イ. 総会に提出する議案に関する事。~~
- ~~ロ. 常任理事会から提案された事項に関する事。~~
- ~~ハ. その他~~

- ~~4. 専門部会は部長が招集し、常任理事会または理事会で承認された各部の事業活動に関する事項を計画し執行する。~~

- ~~5. 学年委員会・学年会は各会の長が招集し、必要事項を協議する。~~

2. 三役会は会長、副会長、学校側役員で構成する。その他必要に応じ役員の出席を求めることができる。

また、役員が欠けた時は、三役会で承認する。

3. 本部役員会は本部役員をもって構成し、会務に必要な協議をする。

第 10 条 (会議の招集及び議事)

1. 会議の招集は、その会議に付議すべき事項、日程及び場所を、~~少なくとも14日以前に~~書面又は電磁的方法をもって通知する。
2. 会議はより多くの出席者を求め、議決は出席者の過半数の同意による。

(委任状を含む)

ただし、総会においては会員数の過半数(委任状を含む)の出席がなければ議事を決することはできない。総会の議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

会長

3. 会長が必要と認めるときは、第 1 項に定める招集を省略し、第 2 項に定める決議を書面・電磁的方法・その他の方法(電話・FAX 等)に代えることができる。

第 11 条 (専門部)この会の会務を執行するため必要な部及び委員会をおく。細部は細則で別に定める。

実行委員会

必要に応じて実行委員会をおくことができる

第 12 条 (会計)この会の経費は会費・助成金その他の収入をもってあてる。

第 13 条 (会費)この会の会費は一世帯当たり月 300 円とし、年額を年度当初に一括して納入する。

総会で承認された額とする。

(一家庭当たりの会費とする)

第 14 条 (会計年度)この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 15 条 (個人情報)会員及びその生徒の個人情報は、必要に応じて会員から提供を受けるものとする。また、第 2 条に定める本会の目的における本会の活動においてのみ利用されるものとする。

第 15 条 (会則の変更)この会則の改廃は総会の議決を経なければならない。

16

および細則

第 16 条 (細則の変更)細則の改廃については理事会で決定し、総会で承認を得る。

付則 この会の会則は昭和55年6月28日から施行する。

昭和63年5月14日一部改正(第 6 条・第 8 条)

平成 7年5月20日一部改正(第 6 条)

平成10年5月16日一部改正(第 13 条)

平成13年5月19日一部改正(第 6 条)

平成18年5月27日一部改正(第 6、8、9、13、16 条)

平成21年5月15日一部改正(第 6 条)

平成22年3月 3日一部改正(細則第 3、6 条)  
平成23年5月20日一部改正(第 7 条)  
平成28年5月20日一部改正(第 6、7、10、16 条、細則第 2、3、6、7 条)  
平成31年5月17日一部改正(第 6 条、細則第 7 条)  
令和 2年7月 1日一部改正(第 6、9、10 条、細則第 1、2、3、5、6 条)  
令和 3年6月 1日一部改正(細則第 5 条)  
令和 3年12月9日一部改正(細則第2条)  
令和 6年1月 25 日一部改正( )

◎細則 会則第 4 条第 2 項、~~第 11 条~~により細部をつぎの通り定める。

- ~~第1条 (部・委員会)部・委員会は専門部、学年委員会とする。  
但し会長が認めた臨時に特別委員会をおくことできる。  
2. 部・委員会の構成は別に定める。~~
- ~~第 2 条 (専門部)専門部に次の部をおく。専門部は総会の決定にもとづいて会務を執行する。  
(1)広報部(2)補導部(3)環境整備部(4)保健部  
2. 各部は学年より選出された学年委員と所属職員で構成する。  
3. 各部は互選により部長 1 名、副部長 2 名(うち 1 名は所属職員)、会計 1 名、書記 1 名を選出する。  
4. 各部は活動計画を立て、理事会の議決を経て執行にあたる。  
5. 各部の活動内容は次の通りとする。  
広報部 PTA 会報の発行、その他広報活動に関すること。  
補導部 生徒の生活指導及び地域の環境浄化に関すること。  
環境整備部 教育環境整備に関すること。  
保健部 生徒の保健、安全思想の啓発とその対策に関すること。~~
- ~~第 3 条 (学年委員会)学年委員会は、学年より選出された学年委員、学年所属職員で構成する。  
2. 学年委員会は、互選により委員長 1 名、副委員長 2 名(うち 1 名は職員とする)、会計 1 名、書記 1 名  
を選出する。学年正副委員長は、学年を代表して常任理事となる。  
3. 学年委員会は本会の目的にもとづいた活動を計画し、理事会の議決を経て執行する。  
4. 学年委員会は、学年委員長の招集により必要に応じて開くことができる。~~
- ~~第 4 条 (学年会)学年に所属する会員で構成する。  
2. 学年会は、本会の目的にもとづいた活動をするものとする。  
3. 学年会は、学年委員長が招集する。~~
- 第 5 条 (慶弔)会則第 4 条第 2 項による会員の慶弔については次のところによる。
1. 会員、生徒の死亡の際は、弔慰金をおくる。
  2. 火災等災害を受けた際は見舞金をおくる。
  - ~~3. 会員・生徒が、病気、負傷等で二か月以上におよぶ場合は見舞金をおくる。~~
  - ~~4. 教職員の転出・転退職の際は記念品をおくる。~~
  - ~~5. 二年以上常任理事を務めた者には記念品をおくる。~~
  - ~~6. その他必要ある事項および急を要するときは、会長の承認を得て処理後理事会に報告する。~~
  3. 7. 金額については弔慰金 5000 円、見舞金 5000 円とする。
  - ~~8. すべての返礼は受けないものとする。~~
  - ~~9. 細部は理事会にて審議し、総会の承認をもって決定することができる。~~
  4. その他、慶弔が発生した際は会長と副会長が相談の上、慶弔金を出すことができる。この場合、  
必要ある事項および急を要するときは、会長と副会長が相談の上、費用を支出することができる  
~~会長又は副会長は、最も近い理事会に報告しなければならない。~~